
橋本市の教育

— 2015年 —

平成27年度



真土山（「紀伊国名所図会」から）

橋本市教育委員会

I 橋本市の概要



1 沿革

橋本市は和歌山県の北東部に位置し、北は大阪府河内長野市と東は奈良県五條市と接しています。市域の北部は和泉山脈が、南部は紀伊山地から派生する山々が占め、その間を貫くように東から西へ紀の川が流れています。平成18年3月1日、隣接する橋本市と伊都郡高野口町が合併して新しい「橋本市」が誕生しました。

この地域では縄文時代の昔から人々の営みが続けられていたことが、市内に残る遺跡の発掘で明らかとなっています。また、飛鳥や奈良に都が置かれる頃になると淡路や四国各国へ向かう官道として南海道が紀の川に沿って通じ、紀和国境の真土山では都を離れる旅人の思いや大和国へ帰ってきた感慨を万葉人が歌に詠んで『万葉集』に残しています。

平安時代、空海が高野山をひらくと、京都から高野山への道もこの地を通るようになり、皇族や貴族の高野参詣にも利用されました。中世にはこの地域にも隅田荘の隅田一族、官省符荘の政所一族等の武士団が形成されました。特に、隅田一族の動向は軍記物として有名な『太平記』にも登場します。

天正13年(1585) 応其上人は荒地を開いてまちをつくり、2年後の天正15年には紀の川に長さ130間(約236m)の橋を架けました。これが「橋本」の地名の由来となりました。また、南北に通じる高野街道と東西に通じる伊勢(大和)街道が交差する交通の要衝として、紀の川水運の拠点として、そしてこれらによる物資の集散地として橋本の町は大いに栄えました。

近代に入っても東西に現在のJR和歌山線と国道24号が、南北に現在の南海高野線と国道371号が通じ、地域の交通の中心地として発展してきました。

人物としては江戸時代に紀州流土木技術を駆使し、藤崎井や小田井を開削した大畑才蔵、「多変数解析函数論」研究の数学者・岡潔、「前畑がんばれ!」の実況放送で有名な第11回オリンピックベルリン大会金メダリスト兵藤(前畑)秀子、潜水泳法で第16回オリンピックメルボルン大会金メダルを獲得した古川勝らは、なかでも特に大きな業績を残した橋本市ゆかりの人々です。



2 橋本市の位置・面積

和歌山県の北東にあり 東経 135度36分29秒
北緯 34度18分40秒
(市役所の位置)
面積 130.55 km²

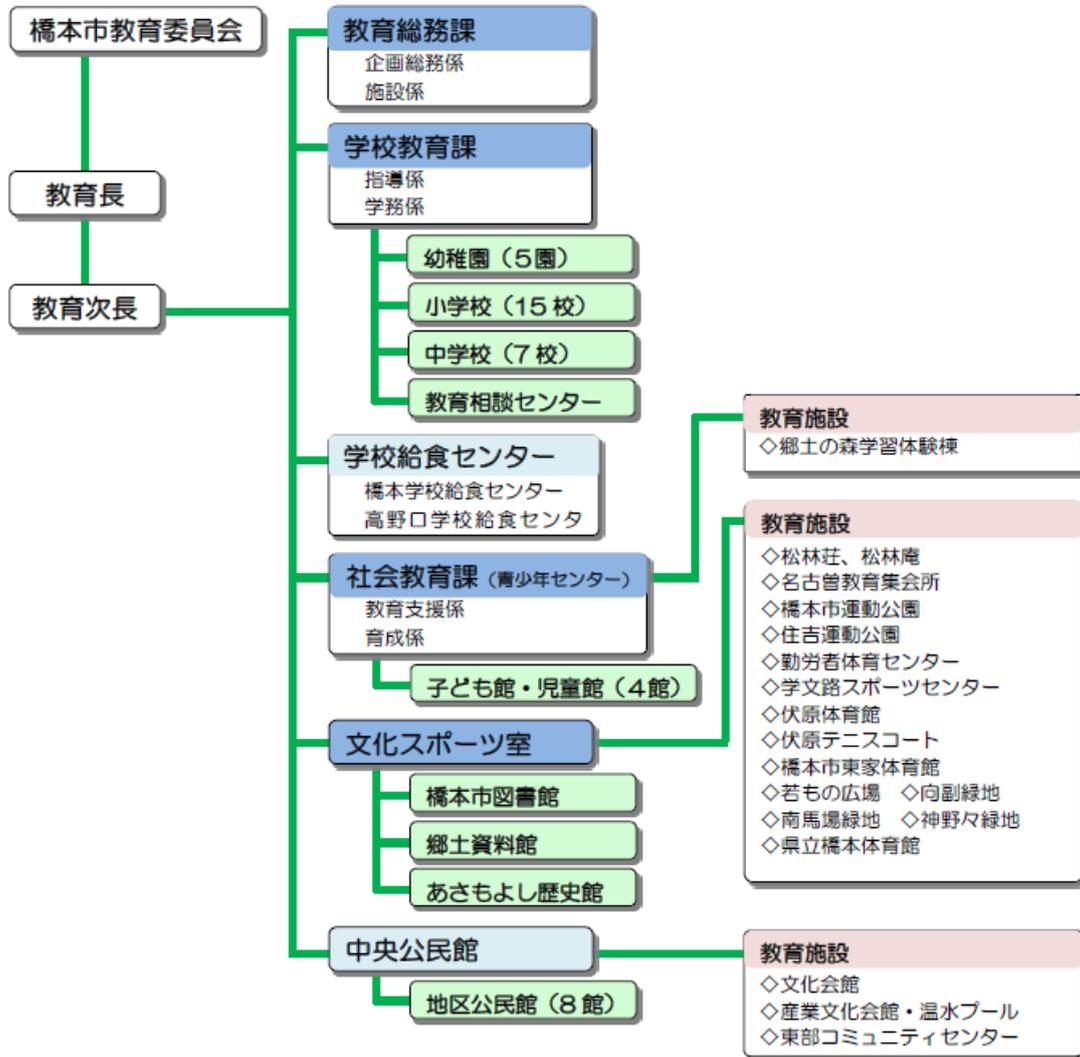
3 橋本市の人口（平成27年5月31日現在）

総数 65,354人
女子 34,453人
男子 30,091人
世帯数 26,983世帯
人口密度 502/km²

4 市文教関係公職者（平成27年5月14日現在）

役職名	氏名
市長	平木哲朗
副市長	森川嘉久
市議会議長	中本正人
市議会副議長	土井裕美子
文教厚生委員長	堀内和久
文教厚生副委員長	今城敏仁
文教厚生委員	松浦健次
〃	楠本知子
〃	岡弘悟
〃	岡本安弘
〃	小西政宏

5 橋本市教育委員会の機構



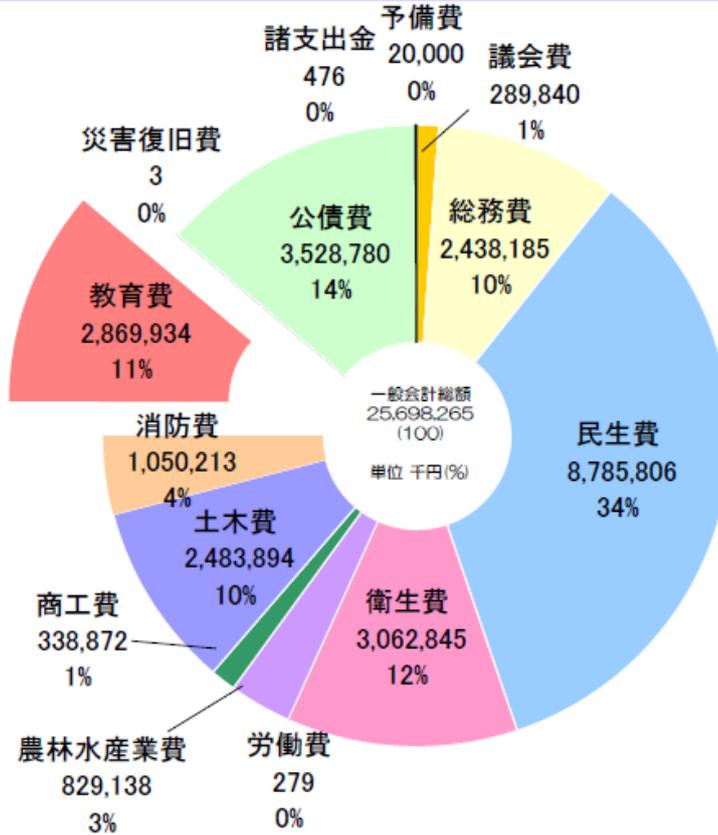
6 教育委員会委員および教育長

（平成27年4月25日現在）

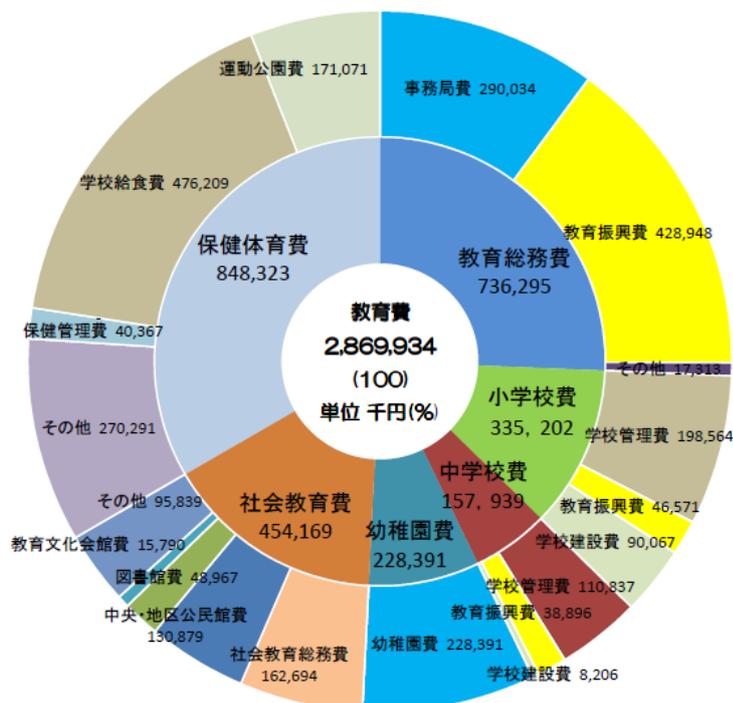
職名	氏名	委員就任年月日
教育長	小林 俊治	平成27年4月25日
教育長職務代行	清田 信	平成26年4月25日
委員	森田 知世子	平成24年4月22日
委員	米田 恵一	平成25年4月22日
委員	中尾 悦子	平成27年4月22日

7 予算

平成27年度橋本市一般会計の目的別内訳



教育費の目的別内訳



II 橋本市の教育施策

1 橋本市教育委員会基本目標と方針

21世紀を生きる人づくりは、生涯学習社会を生きる人づくりです。橋本市の教育がめざすものは、自らの知識・教養を高め文化的活動に関わる学ぶ力、市民としての活動に関わる社会性・市民性、職業人としての活動に関わる勤労観を育成することです。ここで言う「人」は、大人であり、次代を担う子どもたちを意味します。そして、その人づくりは、学校を含めた橋本のまち全体で行うものと考えています。

そこで、「21世紀を生きる人づくり」を最大の目標にして、基本目標と基本方針を定めました。

21世紀を生きる人づくり

- 人権を尊重し、心のふれあいを深める。
- 豊かな心を持ち、たくましく生きる。
- 自ら学び、生きがいをもとめる。
- 自然を愛し、文化に親しみ、伝統を守る。
- スポーツに親しみ、健康な体をつくる。
- 国際社会に関心を持ち、理解と交流に努める。

基本目標

橋本市に誇りを持ち、これからの社会を担う活気と責任、自覚ある人づくりを進める。

基本方針

人づくりはまち全体で行う。

生涯学習社会を生きる人づくりは、学校教育の分野だけではなく、子育ての在り方や子どもを取り巻く教育環境等、広い範囲に関わっていると言えます。市民一人一人が「橋本市に誇りを持ち、これからの社会を担う活気と責任、自覚ある人づくり」をめざし、市民と行政・関係機関が一体となって教育環境づくりを推進していくことが望まれます。

そこで、地域の教育力を高め、関係機関との協力体制を整えながら、家庭教育、幼児教育、学校教育、社会教育と連続的・継続的に取り組んでいきます。

2 橋本市の教育施策体系（施策の柱と重点施策）

活動方針

家庭教育の支援＝家庭教育の学習機会及び情報提供を行うとともに、相談活動の充実に努めます。

幼児教育の振興＝幼児教育の充実に努めます。

学校教育の推進＝豊かな感性とたくましく生きる力を育む教育を進めます。

～ 持続可能な社会の担い手の育成 ～

社会教育の振興＝生涯学習によるまちづくりをすすめるため、ライフステージに応じた学習機会と学習内容の充実に努めます。

（1） 家庭教育の支援

① 家庭教育支援の充実に努めます。

- * 子育て、親育ち講座の充実に努めます。
- * 関係機関と連携し、家庭教育支援の充実に努めます。
- * 橋本市家庭教育支援チーム事業の推進と充実に努めます。

② 相談活動の充実に努めます。

- * 子育てやしつけ等に悩みを抱える保護者や教員に対して、教育相談を通じた支援を行います。
- * 深刻な悩みを抱えている、不登校であるなどの心的サポートが必要な場合は、専門機関と連携して、保護者や子どもにカウンセリングやプレイセラピー等の心理的支援を行います。

（2） 幼児教育の振興

① 幼児教育の充実に努めます。

- * 子どもの発達や地域の特性に応じた教育課程の編成・実施に努めます。
- * 主体的に遊ぶための環境構成の充実に努めます。
- * 家庭・地域と連携した食育、体力づくりを推進します。
- * 「橋本市子ども読書活動推進計画（第2次）」に基づき、読書活動の充実に努めます。

② こども園・保育園・幼稚園・小学校の連携を進めます。

- * こども園・保育園・幼稚園と小学校との接続について、研究を進めます。
- * 年間を見通した子どもの交流、職員の交流を推進します。

③ 教育環境の整備に努めます。

（3） 学校教育の推進

① 豊かな心の育成に努めます。

- * 人権教育の推進に努めます。
- * 道徳教育の推進に努めます。
- * 学級等の集団づくりの充実に努めます。
- * 態度教育の推進に努めます。
- * 「橋本市いじめ防止基本方針」の徹底を図ります。

② 確かな学力の向上に努めます。

- * ゆるやかな接続のための保幼小連携及び小中一貫教育の充実に努めます。
- * 持続可能な社会の担い手を育む教育（E S D）の推進に努めます。
- * 学力アッププランに基づき、学力向上に努めます。
- * 授業のユニバーサルデザイン化を進めます。
- * 外国語活動の推進と外国語教育の充実に努めます。
- * 「橋本市子ども読書活動推進計画（第2次）」に基づき、学校図書館教育、読書活動の充実に努めます。

③ 健やかな体の育成に努めます。

- * 疾病に対する予防保健活動の推進を図り、児童生徒等の心身の健康保持に努めます。
- * 教職員のメンタルヘルスに関する取組の充実に努めます。
- * 食に関する指導の充実に努めます。
- * 体力アッププランに基づき、体力向上に努めるとともに、生涯スポーツにつながる基礎を培います。
- * 地域と連携した防災教育を推進します。

④ 信頼される学校づくりをめざします。

- * 学校・家庭・地域・関係機関との連携を深めます。
- * 学校評価の実施と結果の公表を行います。
- * 学校ウェブサイトや学校だより等を通じて保護者や地域社会に情報を発信します。
- * 「橋本市スクールコンプライアンス指針」の徹底を図ります。

⑤ 教職員の資質及び専門性の向上に努めます。

- * 教職員を対象に研修会を開催します。
- * 積極的に授業研究や公開授業を行い、授業実践交流を行います。
- * 橋本市教育研究委託事業により、学校やグループによる教育実践研究を支援します。

⑥ 教育環境の整備・充実に努めます。

- * 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者及び特別支援学級に就

- 学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学援助を行います。
- * 市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針に基づき施策を進めます。
 - * 学校施設の長寿命化を計画的に行います。学校施設の安全管理に努めます。

(4) 社会教育の振興

① 地域における生涯学習活動の充実に努めます。

- * 橋本市生涯学習推進計画を策定し、計画に基づいた取組を進めます。
- * 橋本市ボランティア登録制度による市民ボランティアの活用等により学校と地域住民や民間団体をコーディネートします。
- * 「すこやか橋本 まなびの日」事業を実施します。
- * きのくに共育コミュニティ推進事業、放課後子ども教室推進事業、土曜日等子ども教室推進事業を実施します。
- * 子ども読書活動関係ボランティアの活動の活発化に努めます。

② 子どもの健全育成等青少年育成に努めます。

- * 青少年育成市民会議の活動の推進に努めます。
- * 中学生ボランティア・青年リーダーの育成に努めます。
- * 児童館活動を充実させ、各種事業を実施します。

③ 青少年センターを中心に青少年問題への積極的な対応に努めます。

- * 青少年非行の未然防止活動に努めます。
- * 学校・関係機関と連携し、青少年の問題行動への対応を充実します。

④ 文化財の保護・活用に努めます。

- * 指定文化財や埋蔵文化財等の保護と調査・活用に努めます。
- * 郷土資料館で企画展・講座を開催し、地域学習の機会提供に努めます。
- * あさもよし歴史館で企画展、体験教室を開催し、文化財への関心を高め、理解を深めるための講座を開催します。
- * 黒河道（くろこみち）の世界遺産登録を目指します。

⑤ 人権教育・啓発活動を進めます。

- * 人権教育啓発教材の作成と活用を図ります。

⑥ 橋本市スポーツ推進計画に基づき、スポーツの振興及び施設の充実に努めます。

- * 体育施設の充実及び利用促進を図ります。
- * 和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会への参加、小・中学校と連携した選手の育成に努めます。

⑦ 公民館活動の充実に努めます。

- * 「橋本市子ども読書活動推進計画（第2次）」に基づき、具体化した取組を行います。
- * 「おもしろ算数・数学教室」、「低学年のための親子算数教室」、「岡潔博士顕彰事業」、「低学年のための親子科学教室」、夏休み中の「ワクワクおもしろ科学教室」を開催し、子どもたちが数学及び科学への興味や関心を持つように努めます。
- * 乳幼児期の子どもを持つ親達に、子育て事業の充実に努めます。
- * 橋本市民大学いきいき学園など、生涯にわたって心豊かに学べる講座、教室、交流会を開催します。
- * 「文化祭」、「公民館まつり」、「橋本市民狂言」など、地域文化と芸術文化の振興に努めます。
- * 「盆踊り」、「ふるさと散策」など、地域の特性、歴史、文化を生かした交流事業を充実させます。
- * 「人権講演会」などを開催し、人権教育の充実に努めます。
- * グラウンドゴルフ大会やハイキングなど、スポーツ・レクリエーションを通して、人と人との交流を深めるとともに、健康維持の増進に努めます。

⑧ 役に立つ図書館づくりに努めます。

- * 情報収集の場としての図書館機能の充実に努めます。
- * だれもが読書に親しめる環境づくりを推進します。
- * 子どもの読書活動の推進に努めます。
- * 住民との連携協力や生涯学習活動の支援に努めます。

Ⅲ 家庭教育の支援

1 活動方針

家庭教育の学習機会及び情報提供を行うとともに、相談活動の充実に努めます。

(1) 家庭教育支援の充実に努めます。

<重点施策>

- * 子育て、親育ち講座の充実に努めます。
- * 関係機関と連携し、家庭教育支援の充実に努めます。
- * 橋本市家庭教育支援チーム事業の推進と充実に努めます。

現在社会の様々な問題で家庭教育が困難になっている家庭のあること、子育ての不安や悩みを抱えた保護者の増加など、家庭教育支援や子育て支援の必要性が高まっています。そこで、現状把握に努めるとともに、地域、学校、行政が連携・協力し、社会全体で子どもの育ちや子育てを見守り、支援する取組をすすめます。

- ア 家庭における子育てのあり方について、就学前並びに小学校低学年の保護者を対象に講座等を開催します。
- イ 子育てをテーマとして、「子育てセミナー」を開催します。
- ウ 学校・福祉部局等の関係機関と連携のもと、子育てのあり方について考え、子どもの成長・発達を社会全体で見守る地域コミュニティづくりをめざし、子どもを取り巻くよりよい教育環境の向上に努めます。
 - (ア) 地域支援者の養成に努めます。
 - (イ) コミュニティづくりに寄与する取組や実践を共有し、活性化に働きかけます。
- エ 家庭教育支援チーム事業を更に充実します。
 - (ア) 親の集まる場を設定し、「食育」「家読」などのテーマで語り合いを行います。
 - (イ) 家庭教育情報誌「げんきっこ family」を年4回発行します。
 - (ウ) 家庭訪問により、子育ての悩みを聞いたり、育児や家事を一緒に行ったりすることで、親の子育ての不安が軽減できるよう努めます。
 - (エ) 就学时健康診断の場を活用し、就学に対する不安や悩みの語り合いの機会を設けます。

(2) 相談活動の充実に努めます。

<重点施策>

- * 子育てやしつけ等に悩みを抱える保護者や教員に対して、教育相談を通して支援を行います。
- * 深刻な悩みを抱えている、不登校であるなどの心的サポートが必要な場合は、専門機関と連携して、保護者や子どもにカウンセリングやプレイセラピー等の心理的支援を行います。

子育てについての正しい認識と共通理解を図るために、学習会（講座）や研修の場を設け、家庭や地域社会における理解や適切な支援等の啓発を行う支援拠点としての役割を担

います。また、医療、健康福祉等、関係機関との連携を図り多面的な支援を目指します。

さらに、それぞれの課題の未然防止・早期発見・早期対応に努め、学校・家庭や関係機関との連携を密にしながら、速やかに適切な対応を行います。子ども、保護者や教職員からの相談に対しては、その悩みを真摯に受けとめ、専門的で適切な支援ができるよう努めます。

ア 相談支援

(ア) 課題を整理したうえで問題の本質を分析し、有効な支援を検討します。

(イ) 臨床心理士等の専門家による支援を行います。

(ウ) 福祉機関や医療機関等と連携して、効果的な支援を行います。

イ 支援体制

(ア) 福祉制度の活用等を通してソーシャルワーク的な支援を行います。

(イ) 関係機関が集まり、課題を検討するケース会議を活用します。

(ウ) 子どもや保護者の利益になる相談活動を目指します。

IV 幼児教育の振興

1 活動方針

幼児教育の充実に努めます。

(1) 幼児教育の充実に努めます。

<重点施策>

- * 子どもの発達や地域の特性に応じた教育課程の編成・実施に努めます。
- * 主体的に遊ぶための環境構成の充実に努めます。
- * 家庭・地域と連携した食育、体力づくりを推進します。
- * 「橋本市子ども読書活動推進計画（第2次）」に基づき、読書活動の充実に努めます。

幼児期は、幼児の主体的な活動である「遊び」を通して、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。幼児にふさわしい活動が確保されるよう幼児一人一人の発達の状況を十分に把握し、創意工夫しながら特色ある園づくりを推進します。

- ア 子どもの発達や地域の特性に応じ、児童期へのつながりを意識した教育課程の編成・実施に努めます。
- イ 体験活動を積極的に取り入れるなどの環境構成の工夫を図り、幼児が、友だちと試行錯誤しながら遊びを展開することを楽しんだり、共通の目的を持って協同して遊んだりできるよう援助します。
- ウ 家庭と連携して望ましい食習慣を身に付けるとともに、地域と連携した体験活動や栽培活動を取り入れた「食育」に取り組みます。
- エ 幼児が主体的に遊びを楽しみながら、十分体を動かし、進んで運動しようという意欲を育てます。
- オ 相手の話をよく聞き、自分の気持ちや経験を言葉で表現する力を養います。
- カ 絵本や物語に親しみ、豊かなイメージや言葉を育てます。

(2) こども園・保育園・幼稚園・小学校の連携を進めます。

<重点施策>

- * こども園・保育園・幼稚園と小学校との接続について、研究を進めます。
- * 年間を見通した子どもの交流、職員の交流を推進します。

子どもたちの成長を連続してとらえながら、こども園、保育園、幼稚園、小学校はそれぞれの果たすべき役割を果たすことが大切です。そのために、こども園、保育園、幼稚園と小学校との間で幼児児童の実態や指導方法等について理解を深め、広い視野に立って幼児児童に対する一貫性のある教育を相互に協力・連携して進めます。

- ア 小学校へのつながりを意識した幼児期の教育について、こども園・保育園・幼稚園が連携しながら研究に取り組みます。

- イ 幼児と児童の交流の場を計画的に設けるとともに、園と小学校の教職員の相互参観や研修の場を設定します。

(3) 教育環境の整備に努めます。

- ア 保護者の経済的負担の軽減に努めます。
所得に応じて、橋本市在住で満3歳から5歳の子どもを持つ家庭に対し、公立幼稚園の場合は保育料・入園料の減免を、私立幼稚園の場合は国と市から補助金を支給しております。平成24年度からは市内の私立幼稚園に就園させている家庭に対して、公立幼稚園の負担額と同程度になるよう補助金を支給します。
- イ 安全管理に努めます。
安全管理については、より一層の整備に努め、子どもたちが安心して学び育つ安全な教育環境の整備に努めます。
- ウ 設備備品の充実に努めます。
幼稚園における設備・備品については、園間の均衡を図りつつ整備充実に努めます。

V 学校教育の推進

1 活動方針

豊かな感性とたくましく生きる力を育む教育を進めます。

～ 持続可能な社会の担い手の育成 ～

(1) 豊かな心の育成に努めます。

<重点施策>

- * 人権教育の推進に努めます。
- * 道徳教育の推進に努めます。
- * 学級等の集団づくりの充実に努めます。
- * 態度教育の推進に努めます。
- * 「橋本市いじめ防止基本方針」の徹底を図ります。

これからの学校教育は、「心豊かに生きる教育」を推進していくことを基本にします。「子どもたちが自分自身をかけがえのない存在であると自覚、実感できる」学校風土の中で、「自分を大切にすることは他者を大切にすること」や「互いの存在を認め、よりよい関係を築くためには社会的なルールを守る必要がある」などを集団生活の中で学んでいきます。

教職員は様々な創意工夫を行い、子ども一人一人が互いの個性を認め合い、自他の存在を大切に感じられる心を養う教育活動を行います。

ア 人権教育の推進に努めます。

「橋本市人権教育基本方針」に基づき、人権教育の推進を図ります。

就学前では、幼児期にふさわしい生活や遊びを通じて、集団生活の中で、人と関わる力や活動する力を育て、子ども一人一人の特性に応じて、豊かな人間性が育まれる保育を推進します。

小中学校では、あらゆる機会や場に応じて教育環境を整え、一人一人が大切にされ、また互いの違いを尊重しつつ、命を大切にすることや自他の権利を尊重することなどの人権感覚や人間関係を育てるとともに、それを主体的に態度や行動に現すことができる実践力を育成する教育の充実に努めます。

そのため人権教育を学校教育の基盤に位置づけ、子どもの発達段階に応じ、教育活動全体を通じて、計画的・系統的に人権教育を推進します。

- (ア) 教職員は、高い人権意識をもち、子どもの周りに生じる人権に関する問題の迅速かつ適切な解決をめざします。
- (イ) 地域や子どもの実態を把握し、全職員が共通理解のもと、具体的な教育方針を立て、学校教育全体の中で組織的な人権教育を進めます。
- (ウ) 保・幼・小・中の一貫した指導体制をつくり、それぞれの子どもの発達段階に沿っ

た科学的・合理的なものの見方、考え方を育てます。

- (エ) 女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題の学習を計画的に行い、人権を尊重する気持ちを育み実践力を身に付けさせていきます。また、プライバシーの侵害、インターネット上での人権侵害等、新たに生じてきている人権問題についても積極的に学習を進めます。
- (オ) 児童の権利条約について教職員が深く学習し共通理解を図るとともに、子どもたちとともに学習する機会をもちます。
- (カ) 地域・家庭との連携を大切に、学校での取組の公表や、子どもと保護者・地域の方々が共同で取り組む活動を行います。
- (キ) 教職員における人権尊重の理念の理解・体得のため、研修会を実施します。

イ 道徳教育の推進に努めます。

子どもたちが生命の尊さや人として生きることの意味や価値について考え、豊かな心を育むとともに、平和を愛する心を育てていくよう、指導に努めます。また、人と人とが直接コミュニケーションすることの大切さをあらゆる機会を通して指導します。そのため、道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行い、子どもの内面に根ざした道徳性の育成と道徳的实践が図られるよう配慮します。

- (ア) 子どもの実態を踏まえ、学校や学年の段階ごとに道徳教育の指導の重点や特色を明確にし、道徳の時間を中心に取り組みます。
- (イ) 保護者や地域の方々との連携を図り、ボランティア活動や自然体験活動などの道徳性の育成に資する豊かな体験などを進めます。
- (ウ) 身につけるべき基本的生活習慣や社会性、集団生活のルール、情報モラル、善悪の判断等については家庭との連携を図りながら、指導に努めます。
- (エ) 家庭で「人としての生き方」について話しあうよう機会を捉え啓発します。

ウ 学級等の集団づくりの充実に努めます。

集団の中で子どもたちの心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、それぞれの価値を見だし自他共に認めあえる学級集団づくりに努めます。

- (ア) 望ましい集団活動を展開し、集団の中で自他の価値を見いだせる仲間づくり・学級づくりを推進します。
- (イ) 集団づくりに対する個人的・社会的な資質を向上するための学習機会をもち、子どもたちと協働して推進します。
- (ウ) 自主的、実践的な態度の育成のための場づくりに努めます。
- (エ) 自他の生き方についての考えを深め、豊かな心を養うための研修会や小中の連携を推進します。

エ 態度教育の推進に努めます。

「自律した人間」に育つため、人間として最も基礎となるのが、態度教育です。

態度教育とは、「挨拶」「返事」「履き物をそろえる」「姿勢を正す（立腰）」「食事のマナー」の五つです。これらを基本として子どもの実態に合わせ指導します。

(ア) 保・幼・小・中が連携し、就学前教育から積極的に態度教育に取り組みます。

(イ) 保護者や地域の方々と連携を図り、子どもの発達段階に応じた態度教育を進めます。

オ 「橋本市いじめ防止基本方針」の徹底を図ります。

いじめは、子どもの命にかかわる重大な問題であるという認識に立ち、取組の姿勢を示す必要があります。そこで、橋本市いじめ防止基本方針、各学校におけるいじめ防止基本方針を作成し、いじめに対する基本姿勢を示します。

(ア) 道徳教育及び体験活動等の充実、児童会・生徒会活動の活性化、児童生徒の人権意識の向上等により、未然防止に努めます。

(イ) 生活アンケートやいじめアンケートを定期的実施するとともに、教職員による情報共有を行うことにより早期発見・早期対応に努めます。

(ウ) いじめを認知したときは、教職員、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図り、迅速かつ適切に対処します。

(エ) 生徒指導上の諸問題対策専門委員会を組織し、いじめを含む対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、学校の要請に応じ同委員会委員の派遣を行います。

カ 生徒指導・教育相談の充実に努めます。

各学校は、いじめや児童虐待、不登校等の未然防止、早期発見に努めるとともに、福祉・医療・教育等の関係者並びに関係諸機関との連携をとりつつ速やかに適切な対応を行います。また、人間としての在り方、生き方を考えさせ、他人を思いやり敬愛する精神を培うことを基盤にした生徒指導を関係諸機関との連携をとりつつ、学校全体として組織的、計画的に行います。

(ア) 各学校は、生徒指導の推進にあたって、校内の生徒指導体制の確立に努めるとともに、教職員相互の共通理解に基づいた実践を行います。

(イ) 各学校は、家庭や児童生徒に対する理解を深め、望ましい人間関係を確立しながら、あたたかく適切な指導の展開に努めます。

(ウ) 問題行動等を起こした子どもに対しては、関係諸機関と連携をとりつつ、十分な配慮のもとに学習指導・生徒指導・教育相談等による支援を行います。

(エ) 各学校では、子どもたちの変化を敏感にキャッチし、必要に応じてその情報を関係機関と共有し、速やかに対処するよう努めます。

(オ) 各学校は、校内の教育相談体制の充実に努めるとともに、各種相談窓口の活用について周知徹底を図ります。

(カ) 各学校は、教育相談センターや青少年センター、関係諸機関と協力し、より効果的な対応を行います。

(キ) 各学校は、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等を活用し、個々の児童生徒に合った指導・支援体制を充実します。

キ キャリア教育の推進に努めます。

子どもたち一人一人の勤労観、職業観を育てる教育を進め、「生きる力」を育みます。保・幼・小・中が連携し、目標を明確にして、子どもたちが人としての在り方・生き方に対する関心と自覚を深め、主体的に自己の進路を選択・決定する能力や、生涯にわたって自己を生かしながら積極的に社会にかかわっていく態度を育てることをめざします。

そのために、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な取組を進めます。

- (ア) 就学前は人間関係を学ぶ基礎の時期です。充実した園生活を過ごすなかで、自己肯定感を育みます。
- (イ) 小学校では、発達段階に即し、あらゆる機会を通じて将来の生き方や将来の夢・希望、職業観の育成を図ります。
- (ウ) 中学校では、望ましい勤労観、職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の特性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育を推進します。また、地域の教育力を最大限に活用し、職場訪問や職場体験などの活動を積極的に取り入れます。

ク 男女共生の教育を進めます。

男性と女性がともに自立した人間としてお互いの性を認め合い、一人一人の個性を尊重しあう社会をめざします。性によって生き方や役割を分ける意識や慣習は、子どもの頃からの成長過程でつくられていることも多いため、教育活動の全体を通じて性別にとらわれることなく、互いの人格や個性を尊重した教育を進めます。

- (ア) 日常の教育活動の中で、男女の平等が実現されるよう配慮します。
- (イ) 性に伴う役割についての固定化された意識を是正します。
- (ウ) 教職員自らが男女平等に関する理解をより深めるための研修に努めます。

(2) 確かな学力の向上に努めます。

<重点施策>

- * ゆるやかな接続のための保幼小連携及び小中一貫教育の充実に努めます。
- * 接続可能な社会の担い手を育む教育（E S D）の推進に努めます。
- * 学力アッププランに基づき、学力向上に努めます。
- * 授業のユニバーサルデザイン化を進めます。
- * 外国語活動の推進と外国語教育の充実に努めます。
- * 「橋本市子ども読書活動推進計画（第2次）に基づき、学校図書館教育、読書活動の充実に努めます。

学びの主体は子どもです。子どもがよりよく分かり、意欲的に課題を追究する姿の実現をめざし、学習活動を行う場が学校です。そのために、教職員は自分たちの役割を十分に認識するとともに、組織として総合的な力を結集した教育活動を行います。

ア ゆるやかな接続のための保幼小連携及び小中一貫教育の充実に努めます。

子どもの身心の発達や学びを連続してとらえ、豊かな感性と生きる力を育む教育を展

開します。

- (ア) 保育園・幼稚園・小学校・中学校間の保育及び授業参観を積極的に行います。
- (イ) 小学校初期のスタートカリキュラムを作成します。
- (ウ) 橋本市小中一貫教育基本方針にそって、各中学校区において年間計画を立て、一貫教育の充実に努めます。

イ 接続可能な社会の担い手を育む教育（E S D）の推進に努めます。

人格の発達や自立心、判断力、責任感などの人間性を育むこと、また、他人・社会・自然環境等との関わり、つながりを尊重できる個人を育むことを視点にして取り組みます。

- (ア) 探究・協同・体験・ことばをキーワードにした活動を展開します。
- (イ) 総合的な学習の時間の活動の見直しをします。

ウ 学力アッププランに基づき、学力向上に努めます。

市内全小中学校において作成した“学力アッププラン”に沿って、確かな学力の向上に取り組みます。

(ア) 全国学力・学習状況調査や和歌山県学習到達度調査の結果を踏まえ、自校の課題を明らかにし、課題解決のための具体的な方策を策定します。

- ① 論理的に思考し、表現する能力を育成するため、言語活動を重視した取組を計画します。
- ② 教科や領域の時間だけでなく教育活動全般において全職員で取り組むべき内容を盛り込みます。
- ③ 朝の学習時間や放課後を利用した補充学習を充実させます。

(イ) 短いスパンでP D C Aを繰り返し、より実効性の高いプランへと見直しをしていきます。

- ① 子どもの姿が見える具体的な目標を設定し、数値化することで取組についての成果と課題を見取ります。

エ 授業のユニバーサルデザイン化を進めます。

学びを確かなものにするには、「どの子にもわかる授業づくり」が大切です。そのために、シンプル（焦点化）、ビジュアル（視覚化）、シェア（共有化）を意識した指導方法を工夫します。

オ 外国語活動の推進と外国語教育の充実を図ります。

ALTを活用した英語活動を通して、言語や文化についての理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、コミュニケーション能力の育成を重視する外国語教育を推進します。

- (ア) 小学校英語活動に積極的に取り組み、コミュニケーション能力の素地を養います。
- (イ) 中学校において、活動のねらいを明確にし、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養います。

カ 「橋本市子ども読書活動推進計画（第2次）」に基づき、学校図書館教育、読書活動の充実を図ります。

学校図書館の充実に努め、活用を工夫することで、児童生徒の読書活動を推進し、豊かな心や感性を育む読書活動を進めます。また、読書意欲や学習意欲を高める場として、有効利用を図ります。

(ア) 学校図書館教育を教育活動全体の中に適切に位置づけ、学習活動において図書館を有効に活用します。

(イ) 地域・家庭・学校が連携をして、子どもの読書活動の機会を増やします。

(ウ) 学校図書館の蔵書や環境の整備・充実を図ります。

(エ) 図書館ボランティアや読み聞かせボランティアの方々の協力を積極的に得ながら読書活動を推進します。

キ 環境教育を進めます。

環境問題を地球規模で考え、一人一人が環境を大切に思う気持ちを育みます。また、日常の行動が環境にどのような影響を及ぼすかなど、人間と環境との相互作用について正しく認識し、日常の行動に生かしていく態度や行動力を培います。

(ア) 環境問題に関心を持たせ、環境問題についての理解を深めるとともに、人間が自然とどう関係で生きていくかについて考える教育を進めます。

(イ) 体験活動を積極的に取り入れながら、学校教育、家庭教育、社会教育の連携の中で継続的に展開されるよう配慮しながら進めます。

(ウ) 教育計画に環境教育を明確に位置づけ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を有機的に関連させながら、子どもたちのさまざまな学習活動を通じて進めます。

(エ) 各学校の特色ある環境教育の取組を交流します。

ク 情報教育を進めます。

コンピュータなどの機器操作能力だけでなく、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を育てるとともに、「情報モラル」の育成に努めます。

(ア) 情報収集・処理・発信する活動などコンピュータ及びネットワーク等を活用した学習を積極的に進めます。

(イ) 子どもたちに情報活用能力を身に付けさせるとともに、情報に対する倫理観を育てます。

(ウ) 教員のコンピュータ操作能力及び活用能力を高めます。

(3) 健やかな体の育成に努めます。

〈重点施策〉

- * 疾病に対する予防保健活動の推進を図り、児童生徒等の心身の健康保持に努めます。
- * 教職員のメンタルヘルスに関する取組の充実を図ります。
- * 食に関する指導の充実に努めます。
- * 体力アッププランに基づき、体力向上に努めるとともに、生涯スポーツにつながる基礎を培います。
- * 地域と連携した防災教育を推進します。

社会環境や生活環境の変化が、子どもたちの心と体の両面にさまざまな健康問題を引き起こしています。学校においても児童・生徒の生活習慣病、アレルギー疾患、性に関する規範意識の薄れ等の課題があります。

また、いつ起こるかかわからない災害に備え、大切な命を守り、できるだけ被害を減らすために学校においては防災についての取組が課題となっています。

このような課題を解決するために、学校、家庭、地域が連携した取組を推進します。

ア 疾病に対する予防保健活動の推進を図り、児童生徒等の心身の健康保持に努めます。

- (ア) 「早寝、早起き、朝ごはん」の取組を推進します。
- (イ) 児童生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用防止のため、健康教育の充実を図るとともに、関係機関との緊密な連携のもと、薬物乱用防止のための指導の充実を図ります。
- (ウ) 性・エイズ等に関する指導を、発達段階に即した指導計画を立てて実施します。
- (エ) 子ども・教職員の健康診断を実施し、健康管理に努めます。

イ 教職員のメンタルヘルスに関する取組の充実を図ります。

- (ア) 定期的に学校長との面談を行います。
- (イ) メンタルヘルス研修会への積極的な参加を進めます。
- (ウ) 教職員同士の積極的なコミュニケーションを推進します。

ウ 食に関する指導の充実に努めます。

- (ア) 家庭との緊密な連携のもと、子どもの健全な成長、発達に不可欠な食生活の充実を図ります。
- (イ) 衛生管理や衛生指導に十分配慮します。
- (ウ) 給食センターとの連携を密にします。
- (エ) 栄養教諭や学校栄養士による「食に関する指導」を進めます。

エ 体力アッププランに基づき、体力向上に努めるとともに、生涯スポーツにつながる基礎を培います。

- (ア) 学校は、体育の授業のより一層の改善を図るため、カリキュラムの見直しを図ります。また、運動・スポーツに親しむ身体能力の基礎を養い、生涯スポーツにつながります。

(イ) 体育的行事や体力向上につながる事業等へ積極的に参画します。

オ 地域と連携した防災教育を推進します。

(ア) 災害に備え教職員自身が真剣に防災と向き合い、児童生徒と共に考え行動する姿勢を示します。

(イ) 学校は、様々な災害発生時における危険について理解させ、危機管理マニュアルに沿った実践的な訓練を実施し、正しい備えと具体的な対応等について指導します。

カ 安全教育の推進に努めます。

(ア) 学校は、日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解させ、日々安全に行動ができる児童生徒の育成に努めます。

(イ) 学校は、様々な交通場面における危険性について理解させ、安全な歩行や自転車の利用ができるように指導します。

(4) 信頼される学校づくりをめざします。

<重点施策>

- * 学校・家庭・地域・関係機関との連携を深めます。
- * 学校評価の実施と結果の公表を行います。
- * 学校ウェブサイトや学校だより等を通じて保護者や地域社会に情報を発信します。
- * 「橋本市スクールコンプライアンス指針」の徹底を図ります。

地域に開かれ信頼される学校づくりをすすめるために、学校は、子どもの実態と成長を見通しながら、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力した取組を進めなければなりません。

そのため、学校は、地域や子どもの実態に応じ、子どもたちや教員が気軽に地域に出かけたり、地域の人々が学校を訪れたりするなど、学校と地域社会がつながりを大切にするとともに、保護者や地域の人々が、よりよい地域づくり、学校づくりを推進します。

ア 子ども、教職員、保護者、地域社会が、学校と地域社会のつながりを大切にしながら、よりよい地域づくり、学校づくりを推進します。

(ア) 各学校、各中学校区などにおいて、共育コミュニティづくりを推進します。

イ 学校評価の実施と結果の公表を行います。

学校評価を通じ、学校が組織的・継続的にその運営の改善を図ることにより、保護者や地域住民に対する説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民から教育活動に対する理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを進めます。また、学校評価の結果を踏まえて、教育委員会は、学校に対する支援・改善を行うことにより、教育水準の保証・向上を図ります。

(ア) 学校は、自己評価の実施と公表を行います。

(イ) 学校は、学校関係者評価を実施し、学校運営の改善に生かします。

(ウ) 教育委員会は、学校評価の結果を学校に対する支援に生かします。

- ウ 学校ウェブサイトや学校だより等を通じて保護者や地域社会に情報を発信します。
学校ウェブサイトや学校だより等、様々なメディアを通じて学校の取組や考え方を知らせることにより、教育活動に対する理解と参画を進めます。
(ア) 学校ウェブサイトガイドラインに沿い、学校ウェブサイトの充実を図ります。
(イ) 様々なメディアの積極的な活用を図ります。
- エ 信頼できる教職員が働く信頼できる学校にすることを目的に、「橋本市スクールコンプライアンス指針」の徹底を図ります。
(ア) 橋本市スクールコンプライアンス指針チェックシートを定期的実施し、コンプライアンス意識の向上、危機管理意識の向上に努めます。
(イ) 問題が起きたときは、迅速、慎重に、誠意をもって組織的に対応します。

(5) 教職員の資質及び専門性の向上に努めます。

<重点施策>

- * 教職員を対象に研修会を開催します。
- * 積極的に授業研究や公開授業を行い、授業実践交流を行います。
- * 橋本市教育研究委託事業により、学校やグループによる教育実践研究を支援します。

教職員は、社会の急激な変化とそれに伴って必要となる能力を身に付けなければなりません。常に自己の教育観・教育方法を問い直し、今、求められる教育を実践しなければなりません。

また、教職員は、豊かな感性と広い視野のもと、子どもたちに対して深い理解や愛情をもち、教師の専門性を生かした教育活動に取り組みます。さらに学校・家庭・地域みんなで子育てなどについて考える橋本市教育フォーラムを開催します。

- ア 教職員を対象に研修会を開催します。
(ア) ブラッシュアップ講座等の研修会を通じて、若手教員の養成に努めます。
(イ) 市内小中学校全教職員対象の研修会の他、教科・領域等の専門的な研修会を行います。
- イ 積極的に授業研究や公開授業を行い、授業実践交流を行います。
(ア) 子どもたちに「よく分かる授業」「つきたい力を明確にした授業」の実践に努めます。
(イ) 小中学校間の授業実践交流を積極的に行います。
(ウ) 教師間はもちろん、学校開放週間等を利用して保護者や地域社会に積極的に公開します。
- ウ 橋本市教育研究委託事業により、学校やグループによる教育実践研究を支援します。
(ア) 教育課程、教科領域等の実践的・先進的な研究を進め、学びの成果を広めます。

(6) 教育環境の整備・充実に努めます。

<重点施策>

- * 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者及び特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学援助を行います。
- * 市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針に基づき施策を進めます。
- * 学校施設の長寿命化を計画的に行います。学校施設の安全管理に努めます。

ア 就学援助の充実に努めます。

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者及び特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため就学援助を行います。

保護者・学校・地域及び教育委員会と連携を密にし、必要とされる家庭に速やかに支給します。

イ 橋本市立小中学校の適正規模・適正配置方針に基づいて施策を進めます。

少子化が及ぼす教育への影響に鑑み、橋本市の学校適正規模・適正配置について平成21年度に検討委員会を設置し検討をいただき、平成22年2月「提言（答申）」を受けました。この答申を踏まえ、橋本市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針が策定され、方針に基づき施策を進めます。

ウ 学校施設の長寿命化を計画的に行います。学校施設の安全管理に努めます。

建物の屋根防水や外壁、そして電気、給排水、昇降機（給食用含む）等の主要な部位の耐用年数は、建物本体（躯体）そのものの耐用年数に比べ短く、それらの不具合の発生が建物本体の老朽化を早める原因となるばかりか、その安全性を脅かすことになります。

これらの主要部位の不具合を最小限に抑え、本来の耐用年数を確保するため、年数の経過と各部位の状態を踏まえ、計画的な改修対応を進めます。また、改修に併せ、トイレの洋式化を図ります。

校舎内外の施設・設備について点検を行い、危険状況を把握し、必要な安全対策を講じます。

エ 学校設備備品の充実に努めます。

学校における設備・備品については、学校間の均衡を図りつつ整備充実に努めます。また、学習指導要領に対応した教育設備の整備充実に努めます。

2 教育相談センター活動方針

(1) 教育相談の充実

不登校や不適応等の未然防止・早期発見・早期対応に努め、学校・家庭や関係機関との連携を密にしながら、速やかに適切な支援を行います。

また、児童生徒、保護者や教職員からの相談に対しては、その悩みを真摯に受けとめ、専門的で適切な支援ができるよう努めます。

ア 来室・電話・派遣による教育相談を実施します。

イ カウンセリング、プレイセラピー、箱庭療法等の専門的な支援を実施します。

ウ 必要に応じて学校を訪問して、適切な支援を実施します。

(2) 支援体制の充実

教育相談センターは、「不登校等の悩みを抱える児童生徒や保護者」について、全教職員が正しい認識と共通理解を図り、指導・支援に生かすために、学習や研修の場を設けるとともに、家庭や地域社会における正しい理解・支援等の啓発も行い、支援拠点としての役割を担います。また、医療、健康福祉等、関係機関との連携を図り多面的な支援を目指します。

ア 不登校・不適応について研究を深めると共に、効果的な支援について学ぶ研修講座等を開催します。

イ 関係機関と連携し社会的ひきこもりの未然防止に努めます。

ウ 特別支援教育の推進に協力します。

エ 「要保護児童対策地域協議会」に協力します。

オ 橋本市生徒指導上の諸問題対策専門委員会」に協力します。

カ 親の会を開催します。

キ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携を密にします。

(3) 適応教室の充実

不登校の回復（学校復帰や社会的自立）を目指し、集団として、個として充実した時間と場を提供し心理的支援を行います。

ア 子どもが安心して過ごせる場を提供します。

イ 心的エネルギーを回復し、学校復帰または社会的に自立する力の育成に努めます。

ウ 子どもの利益のため、在籍学校等との連携を密にします。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① スクールカウンセラー等活用事業を推進します。② スクールソーシャルワーカー活用事業を推進します。③ ボランティア（メンタルフレンド）を受け入れます。④ 「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」（不登校に関する調査研究協力者会議）に沿った対応を行います。 |
|---|

3 学校給食センター活動方針

(1) 学校給食の運営

ア 学校給食審議会

学校給食に関し教育委員会の諮問に応じ調査審議し、教育委員会に建議します。
審議会委員は、学校長、教職員、保護者、知識経験者で組織します。

イ 学校給食用物資納入業者登録審査会

登録資格審査基準により、納入業者の登録を厳正かつ公平に審議します。
審査会は、教育長、教育委員会職員、学校長、市職員で組織します。

ウ 学校給食主任者会

幼稚園および小・中学校の学校給食主任をもって組織し、学校給食センターと学校との連絡を図り、献立等について協議します。

エ 学校給食衛生管理委員会

小・中学校長、学校給食にかかわる代表者、保健所長をもって組織し、学校給食の衛生管理を徹底します。

(2) 学校給食の充実

衛生管理の徹底を図るとともに、バランスのとれた献立に努め、幼児・児童・生徒の「心とからだの健康づくり」を進めます。

ア 献立・調理に関すること

- (ア) 家庭における幼児・児童・生徒の食生活の実態をふまえたうえで献立を作成します。
- (イ) 幼児・児童・生徒の嗜好を配慮し、地域の食文化の伝統を生かしながら、給食に親しめるように、食品の組み合わせ、調理の方法を工夫します。
- (ウ) 食事の内容については、衛生的かつ安全であることはもとより、栄養的にバランスのとれた魅力あるものとなるよう改善に努めます。給食による児童一人1回当たりの平均栄養所要量の基準及び標準食品構成表に基づいた献立を作成します。
- (エ) 脂肪の摂取量が増加の傾向にあるため、給食による摂取エネルギー全体の25%～30%になるよう配慮します。
- (オ) 成長期における栄養摂取の必要性を考えたうえで、比較的家庭の食事で不足しがちなカルシウム・鉄・各種ビタミン類に配慮した献立を作成します。
- (カ) 限られた予算の中で最高の給食を供するために、良質な物資の選定、購入に努め、厳正な検収を行います。
- (キ) 残食量などの調査を行い、以降の献立作成に役立てます。
- (ク) 栄養学的見地から、量と質、調味の仕方、盛り付け方、使用材料と料理の組み合わせが適当であるか、食品衛生の立場から衛生的に取り扱われているか等を検食者が検食して検食簿に結果を記入し、今後の栄養管理上の参考とします。

イ 衛生に関すること

- (ア) 食中毒発生防止の原則として、病原菌や有害細菌、有害物資を食物に付着させないように、また、混入しないようにします。そのために、食品の選定、購入、保管、調理、分配などに衛生上十分な注意を払います。
- (イ) 給食施設、設備の衛生管理を徹底するとともに、調理従事者等の意識の高揚を図ります。
- (ウ) 保存食として、原材料及び調理済食品を食品毎に50gずつ採取し、専用冷凍庫（-20℃以下）に2週間以上保存し、万一の事故発生に備えます。

ウ 輸送に関すること

- (ア) 専用コンテナ輸送車で給食開始時間に合わせた適正配送を行い、また、混雑する交通事情の中にあっても安全運転に努めるとともに交通事故防止を徹底します。
- (イ) 配送中は、給食物の保全と食品衛生に留意します。

エ 栄養指導に関すること

① 学校給食月別栄養指導目標

4月	学校給食について知ろう	11月	よくかんで食べよう
5月	正しい食事マナーを身に付けよう	12月	食物繊維について知ろう
6月	衛生に気を付けよう	1月	学校給食週間について知ろう
7月	暑さに負けない食事をしよう	2月	バランスのとれた食事をしよう
9月	朝食はしっかり食べよう	3月	1年間の反省をしよう
10月	丈夫な体をつくろう		

(3) 施設内容

***橋本学校給食センター**

- ア 共同調理場設置年月日 昭和47年9月1日
- イ 共同調理場増改築年月日 昭和56年3月20日
- ウ 所 在 地 橋本市紀見58番地 電話(0736)37-2338
- エ 学 校 給 食 の 種 類 完全給食(週5回)
- オ 給 食 の 内 容 パン(週1.5回)、米飯(週3.5回)、牛乳200cc、副食
- カ 給 食 費 月額 中学校4,750円・小学校4,500円
- キ 給 食 実 施 校 中学校5校・小学校9校
- ク 給 食 実 施 数 中学校約1,300食・小学校約2,500食

***高野口学校給食センター**

- ア 共同調理場設置年月日 昭和40年4月1日
- イ 共同調理場増改築年月日 平成16年5月20日
- ウ 所 在 地 橋本市高野口町向島124番地 電話(0736)42-3016
- エ 学 校 給 食 の 種 類 完全給食(週5回)
- オ 給 食 の 内 容 パン(週1.5回)、米飯(週3.5回)、牛乳200cc、副食
- カ 給 食 費 月額 中学校4,750円・小学校4,500円

キ 給 食 実 施 校 中学校2校・小学校6校
 ク 給 食 実 施 数 中学校約500食・小学校約1,200食

(4) 施設設備の状況

*橋本学校給食センター

ア 建物の構造 鉄筋コンクリート造一部2階建
 イ 建物の延面積 1,093.42m² (1階826.08m²、2階146.71m²、
 プロパン庫16.23m²、車庫104.4m²)
 ウ 排水処理施設 バッキ方式
 エ 総工事費 289,599千円
 オ 調理能力 3,900食
 カ 主な設備
 自動煮炊釜(2) ガス回転釜(5) 焼物機(1)
 揚物機(1) 蒸し器(4) 球根皮剥機(2)
 細ノ目切機(1) フードスライサー(2) フードカッター(1)
 ミキサー(2) 自動攪拌機(1) 包丁俎板殺菌庫(2)
 食器洗浄機(1) 食缶洗浄機(1) コンテナ(37)
 冷凍ストッカー(1) 真空冷却機(1) 大型冷蔵庫(1)
 大型冷凍庫(1) 食器食缶消毒保管庫(21)

*高野口学校給食センター

ア 建物の構造 鉄骨造平屋一部2階建
 イ 建物の延面積 1,483.23m² (1階1,175.71m²、2階250.66m²、車庫
 49m²、倉庫7.86m²)
 ウ 厨房方式 フルドライ方式
 エ 排水処理施設 公共下水道放流
 オ 総工事費 686,714千円
 カ 調理能力 2,000食 オール電化
 キ 主な設備
 コンテナ(28) 食缶保管庫(39) IH回転釜(6)
 プレハブ冷凍庫(1) プレハブ冷蔵庫(1) 冷蔵庫(5)
 パススルー冷蔵庫(6) 冷凍冷蔵庫(1) コンテナ消毒保管機(4)
 消毒保管機(9) 食缶消毒保管庫(1) カートイン消毒保管機(1)
 オートフライヤー(1) エクセレントピーラー(1) マイコンスライサー(1)
 スチームコンベクションオーブン(2) ミキシングミキサー(1)
 真空冷却機(1) IH炊飯器(8) IH炊飯釜洗浄機(1)
 自動水圧洗米機(1) 反転ほぐし機(1) オートライマー(1)
 厨芥処理機(1) 食器洗浄機(2) 食缶洗浄機(1)
 NAW コンテナ洗浄システム(1)

VI 社会教育の振興

1 活動方針

生涯学習によるまちづくりをすすめるため、ライフステージに応じた学習機会と学習内容の充実に努めます。

(1) 地域における生涯学習活動の充実に努めます。

<重点施策>

- * 橋本市生涯学習推進計画を策定し計画に基づいた取組を進めます。
- * 橋本市ボランティア登録制度による市民ボランティアの活用等により学校と地域住民や民間団体をコーディネートします。
- * 「すこやか橋本 まなびの日」事業を実施します。
- * きのくに共育コミュニティ推進事業、放課後子ども教室推進事業、土曜日等子ども教室推進事業を実施します。
- * 子ども読書活動関係ボランティアの活動の活発化に努めます。

子どもから高齢者まで、生涯にわたって心豊かに過ごしていくために、地域の中で世代を越えて学び、学習成果を分かち合う生涯学習社会の形成を目指します。

- ア 生涯学習による人づくり・地域づくりのために市民のつながりを大切にし、学校・家庭・地域の連携を促す取組を推進します。
- イ 生涯学習推進計画の策定に向けて、市長部局等関係機関と具体的な内容について連携を密にし、策定に取り組みます。
- ウ きのくに共育コミュニティ推進事業、放課後子ども教室推進事業、土曜日等子ども教室推進事業、の見直しに取り組みます。

(2) 子どもの健全育成等青少年育成に努めます。

<重点施策>

- * 青少年育成市民会議の活動の推進に努めます。
- * 中学生ボランティア・青年リーダーの育成に努めます。
- * 児童館活動を充実させ、各種事業を実施します。

子どもの校外活動を促進するための情報提供に努めるとともに、あらゆる機会を通じて青少年団体の育成に努め、青少年の社会参加を促進します。また、家庭、地域、学校、PTA、青少年育成市民会議等の関係機関や団体と連携を深め、子どもの安全を守る取り組みを進めます。

- ア 青少年の健全育成を阻害する環境の浄化に努めます。
- イ 社会を明るくする運動を推進します。
- ウ 子ども・若者の社会的自立支援の促進に努めます。
- エ 青少年の健全育成活動の推進と充実に努めます。
- オ 子どもの校外活動を促進するとともに、リーダーの育成に努めます。

カ 中学生ボランティア・青年リーダー活動を推進します。

(3) 青少年センターを中心に青少年問題への積極的な対応に努めます。

<重点施策>

青少年非行の未然防止活動に努めます。

- * 学校・関係機関と連携し、青少年の問題行動への対応を充実します。

幼稚園や学校に出向き、不審者対応に係る「子ども安全教室」や「喫煙防止教室」「情報モラル教室」の充実を図ります。また、子どもたちが事件に巻き込まれないよう注意喚起を行ったり、有害図書等を回収したりすることで、環境浄化活動に努めます。非行少年等については学校や警察等の連携を密にし、再犯防止指導の充実を図ります。

ア 補導活動を積極的に実施します。

- (ア) 橋本市青少年補導員、学校教職員等と協力し、夜間や長期休業中・夏祭り・秋祭り・夜店等の補導活動を行います。

イ 相談活動を実施します。

- (ア) 不安を持つ青少年・保護者・学校等からの来所・メールによる相談を受理し必要に応じて専門機関と共同での指導・連携を行います。

ウ 環境浄化活動並びに事故防止活動を積極的に実施します。

- (ア) 有害図書等を「やぎの箱」で回収するとともに、各商店や大型量販店、遊戯場等に協力要請を行います。
- (イ) 事故防止、環境浄化等の看板を作製設置します。

エ 広報啓発活動を積極的に展開します。

- (ア) 少年に関する情報や資料を収集し、センターだより・ちらし・看板・オリジナル教材等による啓発活動を行います。

オ 健全育成活動の推進に努めます。

- (ア) 善行児童生徒の表彰を行います。
- (イ) 非行少年等の立ち直りを支援します。

カ 関係機関との連携により、非行の多様化・広域化に対処できる体制づくりに努めます。

- (ア) 学校・警察・青少年補導員会等と情報交換を行い必要に応じて研修を行います。
- (イ) 近畿・県・紀北地区青少年センター連絡協議会等との情報交換・研修を行います。

(4) 文化財の保護・活用に努めます。

<重点施策>

- * 指定文化財や埋蔵文化財等の保護と調査・活用に努めます。
- * 郷土資料館で企画展・講座を開催し、地域学習の機会提供に努めます。
- * あさもよし歴史館で企画展、体験教室を開催し、文化財への関心を高め、理解を深めるための講座を開催します。
- * 黒河道（くろこみち）の世界遺産登録を目指します。

地域の歴史を示す文化財の理解を深め、地域理解につなげます。

- ア 歴史遺産の保護・活用に努め、地域理解を図ります。
- イ 歴史資料の調査を進め、資料化を推進します。
- ウ 指定文化財の保護・活用に努めます。
- エ 開発と埋蔵文化財保護の調整に努めるとともに、埋蔵文化財の調査、保存、活用に努めます。

(5) 人権教育・啓発活動を進めます。

<重点施策>

- * 人権教育啓発教材の作成と活用を図ります。

人権を尊び、個人を重んじる精神や社会連帯意識の高揚に努め、人権教育の機会を提供するとともに、人権教育活動を支援します。

- ア 橋本市人権教育基本方針に基づく事業の積極的展開に努めます。
- イ 学習の場や機会を通じて、人権教育の推進に努めます。
- ウ 人権教育学習資料の充実に努めます。

(6) 橋本市スポーツ推進計画に基づき、スポーツの振興及び施設の充実に努めます。

<重点施策>

- * 体育施設の充実及び利用促進を図ります。
- * 和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会への参加、小・中学校と連携した選手の育成に努めます。

気軽にスポーツすることを日常生活の中に定着させ、スポーツすることの「喜び」と「人とのふれあい」を体感できる機会を提供し、生涯スポーツへの関心と参加意欲の高揚に努めます。

- ア すべての市民が気軽にスポーツに参加できる環境の整備に努めます。
- イ スポーツにふれあうことにより、健康な人づくり、元気なまちづくりを推進します。
- ウ 学校・各種団体と連携し、指導者・選手の育成や競技力の向上に努めます。

(7) 公民館活動の充実に努めます。

<重点施策>

- * 「橋本市子ども読書活動推進計画（第2次）」に基づき、具体化した取組を行います。
- * 「おもしろ算数・数学教室」、「低学年のための親子算数教室」、「岡潔博士顕彰事業」、「低学年のための親子科学教室」、夏休み中の「ワクワクおもしろ科学教室」を開催し、子どもたちが数学及び科学への興味や関心を持つように努めます。
- * 乳幼児期の子どもを持つ親達に、子育て事業の充実に努めます。
- * 橋本市民大学いきいき学園など、生涯にわたって心豊かに学べる講座、教室、交流会を開催します。
- * 「文化祭」、「公民館まつり」、「橋本市民狂言」など、地域文化と芸術文化の振興に努めます。
- * 「盆踊り」、「ふるさと散策」など、地域の特性、歴史、文化を生かした交流事業を充実させます。
- * 「人権講演会」などを開催し、人権教育の充実に努めます。
- * グラウンドゴルフ大会やハイキングなど、スポーツ・レクリエーションを通して、人と人との交流を深めるとともに、健康維持の増進に努めます。

子どもから高齢者まで心豊かに過ごしていくため、地域で学べる環境や場の形成を目指し生涯学習活動を支援します。

ア 学校、公民館、ボランティア、行政関係者などによる交流や情報交換を行い、計画的・継続的な子ども読書活動を推進します。

(ア) 図書室（資料室）の書籍の整理（各地区公民館）

(イ) ボランティアサークルによる「読み聞かせ」（各地区公民館）

イ PTA やボランティア、地域の協力をいただき、青少年、特に子どもや親子を対象にした次の事業を行います。

(ア) 「おもしろ算数・数学教室」（中央公民館）

(イ) 「岡潔博士顕彰事業」（中央公民館）

(ウ) 「低学年のための親子算数教室」（中央公民館）

(エ) 「低学年のための親子科学教室」（中央公民館）

(オ) 「ワクワクおもしろ科学教室」（各地区公民館）

ウ サークル交流会や学びの場を開催し、親としてのスキルアップを図るため、次の事業を行います。

(ア) 子育てよもやま交流会（中央公民館）

(イ) 子育てサークル「ぼっぼくらぶ」、「よちよち」、子育て親育ち講座（紀見地区公民館）

(ウ) 乳幼児親子教室「わんぱく Kid's」（学文路地区公民館）

(エ) 子育て事業「乳幼児学級実行委員会」（なかよし会、ぷちサポート会、ひまわり絵本

の会) (隅田地区公民館)

- (オ) 子育てサークル「すくすくくらぶ」、フレッシュママ交流会 (紀見北地区公民館)
- (カ) 乳幼児親子学級「ぐうー☆ちよき☆ぱぁー」、「ベリィーベリィー」(橋本地区公民館)
- (キ) 乳幼児学級「どんぐりくらぶ」(西部地区公民館)
- (ク) 乳幼児親子サークル「ぴよぴよクラブ」(恋野地区公民館)
- (ケ) 子育てサークル「ふれんず」(高野口地区公民館)

エ 高齢者が生きがいを持ち、充実した人生を送れるよう、一般教養・古典文学・郷土の歴史・自然についての教養を高めるため、次の事業を行います。

- (ア) 橋本市民大学いきいき学園 (中央公民館)
- (イ) ふるさと再見市民講座 (中央公民館)
- (ウ) 介護教室 (隅田地区公民館)
- (エ) 三世代交流の集い (隅田地区公民館、恋野地区公民館)
- (オ) 紀見茶論 (紀見地区公民館)
- (カ) 古典に親しむ会 (西部地区公民館)

オ 個人・サークル・団体が、日頃行っている文化・芸術活動の成果を発表し、相互の交流と文化を育むため、次の事業を行います。

- (ア) 橋本市民狂言 (中央公民館)
- (イ) 市民総合文化祭 (中央公民館)
- (ウ) 地区公民館文化祭 (隅田、恋野、学文路、高野口地区公民館)
- (エ) 公民館まつり (中央公民館、各地区公民館)
- (オ) サークル発表会 (紀見地区公民館)
- (カ) ロビー展 (各地区公民館)

カ 地域の特性を生かした事業、また地域の交流を深めるための事業を、各地区公民館で行います。

- (ア) ふる里よいとこ探しナチュラルブレイク (紀見地区公民館)
- (イ) 紀伊見峠「ふるさと展望」、夏まつり (紀見北地区公民館)
- (ウ) ふれあって！せいぶ (西部地区公民館)
- (エ) 歩行者天国 (高野口地区公民館)
- (オ) 盆踊り大会 (恋野、隅田、学文路、橋本、西部、高野口地区公民館)

キ 人権を尊重し、人権意識を高めるために、次の事業に取り組みます。

- (ア) 「人権講演会」の開催 (各地区公民館)
- (イ) 人権教育を諸講座などに位置づけて実施 (中央公民館、各地区公民館)
- (ウ) 関係職員・委員等の研修会 (中央公民館、各地区公民館)
- (エ) 各種の人権教育研究大会や人権学習会への参加 (中央公民館、各地区公民館)
- (オ) 関係機関・団体との連携 (中央公民館、各地区公民館)
- (カ) 「人権映画上映会」(隅田地区公民館)

ク 生涯スポーツやレクリエーション活動を通して、人々の健康増進と交流を深めるため、次の事業を行います。

- (ア) グラウンドゴルフ交流会（中央公民館）
- (イ) グラウンドゴルフ大会（各地区公民館）、ゲートボール大会（紀見地区公民館）
- (ウ) ハイキング・ウォーキング(学文路、西部、恋野、橋本、高野口地区公民館)
- (エ) ソフトバレーボール大会（橋本、高野口地区公民館）
- (オ) 健康体操（各地区公民館）
- (カ) ソフトボール大会（高野口地区公民館）

ケ 公民館長会議及び主事会などを定期的に開催し、関係する団体、組織、機関と連携とし意識の向上を図ります。

- (ア) 定例館長会議・定例主事会・事務職員研修会を開催します。
- (イ) 公民館職員と館運営委員をはじめとする地域住民との交流を図ります。
- (ウ) 各分野における指導者（リーダー）の育成を図ります。
- (エ) 社会教育主事の研修などを行い、社会教育意識の充実に努めます。
- (オ) 共通課題については、職場をこえて研修を進めます。

コ 生涯学習の充実に努めます。

- (ア) 生涯にわたり心豊かに生きるため、趣味の講座などを実施します。
- (イ) 人材バンクを活用した事業を行い、地域との連携をさらに深めます。
- (ウ) 国際化にふさわしいサークル（韓国語・中国語講座など）を支援します。

サ 生涯教育施設の整備と充実に努めます。

- (ア) 文化会館
芸術文化活動を積極的に支援し、生涯教育施設としての運営に努めます。
- (イ) 産業文化会館
指定管理者による、管理運営を行います。
- (ウ) 温水プール
指定管理者による、管理運営を行います。
- (エ) 東部コミュニティセンター
芸術文化活動を積極的に支援し、地域と密着した施設の運営に努めます。

(8) 役に立つ図書館づくりに努めます。

<重点施策>

- * 情報収集の場としての図書館機能の充実に努めます。
- * だれもが読書に親しめる環境づくりを推進します。
- * 子どもの読書活動の推進に努めます。
- * 住民との連携協力や生涯学習活動の支援に努めます。

一人でも多くの人々が生涯学習の場として日常生活の中で図書館を利用し、ともに文化を育てていくことができる図書館サービスの向上と充実に努めます。

- ア 地域の特性や利用者のニーズに応じた図書資料の収集と整理・保存に努めます。
- (ア) 多くの人々に役立つ本から幼児を対象とする楽しい絵本まで広く収集します。
 - (イ) 郷土の歴史資料コーナー（市史・地方新聞・近世在地文書等）を整備します。
 - (ウ) 図書館日本十進分類法に基づく蔵書構成をめざします。
 - (エ) 利用者自身が自由に持ち寄るリサイクル本の活用コーナーの充実と広報に努めます。
- イ 親しみのある図書館サービス活動を展開します。
- (ア) 読書会や講演会などの事業を積極的に実施します。
 - (イ) 閲覧室のフローワークと読書環境の保全に配慮します。
 - (ウ) リクエストサービスの利用を推進します。
 - (エ) だれにもわかりやすい案内図と表示を工夫します。
 - (オ) 図書館に対する市民の理解と関心を深めるよう広報活動を行います。
- ウ 子どもの読書活動の推進に努めます。
- (ア) 親と子をつなぐ絵本と子育てに関する講座を実施します。
 - (イ) 「あかちゃんと絵本のひととき」「よみきかせ会」「ぶっくんクラブ」「ビブリオバトル」などの事業を充実します。
 - (ウ) 子どもの読書意欲を高める「ぶっくん通帳」の周知と活用を努める。
 - (エ) 市内小中学校の読書教育活動を支援します。
 - (オ) 図書館探険・児童や園児の見学・中高生の職業体験受入などの積極的な受入と広報に努めます。
- エ 地区公民館や学校および図書ボランティア等との連携協力や生涯学習活動の支援に努めます。
- (ア) 各地区公民館との連携により市内全域的なサービスの充実をめざします。
 - (イ) 読書相談及び調査研究に役立つ図書資料を提供するために、図書館間の相互協力及び類縁機関等との連携や協力をします。
 - (ウ) 図書館の日常業務に民間活力の積極的な活用を進めます。
 - (エ) 自主的な学習や文化活動を支援し、市民のための生涯学習活動の拠点となるよう努めます。